解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年二月十四日付けで石川県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

石川県輪島市門前町走出六の六九番地
清算法人門前農地開発土地改良区
代表清算人　岡山　繁

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月十三日開催の臨時総会の決議、平成二十四年二月十六日付け東海総合通信局長及び、静岡県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

静岡県静岡市駿河区曲金三丁目一番五〇号
社団法人静岡県情報化推進協会
清算人　西川　宏幸

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

大阪府堺市西区鳳東町四丁三九〇番地一
財団法人堺市福祉サービス公社
清算人　米谷　忠年

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年八月十七日開催の理事会の決議並びに奈良県知事の許可を受け、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

奈良県北葛城郡広陵町大字笠一六八番地
財団法人広陵町施設管理サービス公社
清算人　平岡　仁

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

奈良県吉野郡川上村大字西河五七〇番地
財団法人西河自治会
代表清算人　牧山　昭次

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

和歌山県田辺市新屋敷町一番地
財団法人田辺市社会教育振興会
代表清算人　中村久仁生

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間平成二十四年三月三十一日を満了し解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

島根県松江市島根町加賀六一二〇番地一四
財団法人島根町地域振興財団
代表清算人　内田　敏夫

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十三年五月十三日岡山県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

岡山県浅口市鴨方町六条院中三〇五〇番地
清算法人杉谷池土地改良区
代表清算人　栗山　康彦

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

熊本市中央区新屋敷一丁目一六番二〇号
財団法人熊本土地区画整理協会
代表清算人　冨田　正己

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号　ダイヤ八重洲口ビル四階
特定非営利活動法人不動産取引支援機構
清算人　赤土　正貴

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日、存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

愛知県豊田市西町三丁目六〇番地
財団法人豊田市都市整備公社
代表清算人　板倉　猛

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

岡山市北区田中五八二番地
財団法人烏城彫協会
代表清算人　木口　省吾

配当公告

宮城県岩沼市早股字前一番地の三四
破産者　有限会社アドスクエア
右の者に対する仙台地方裁判所平成二十三年（フ）第九六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
優先債権　金五六六、八四三円
一般債権　金三八五、五一四、二三七円
一、配当することのできる金額
優先債権　金五六六、八四三円
一般債権　金九三、三二九、一四一円
平成二十四年四月九日
仙台市青葉区一番町一丁目一七番二四号高裁前ビル五階
破産管財人　門間久美子

配当公告

福島県伊達市梁川町粟野字中通一九番地の五
破産者　株式会社和光製作所
右の者に対する福島地方裁判所平成二十二年（フ）第一八九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金七六、〇五七、七八六円
一、配当することのできる金額
金二四、四七六、一六五円
平成二十四年四月九日
福島市五老内町六番二六号米肥ビル三階
破産管財人　佐藤　初美

配当公告

福岡県北九州市小倉北区大門二丁目三番一〇号
破産者　株式会社望戸
右の者に対する福岡地方裁判所小倉支部平成二十二年（フ）第一一〇四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
一般債権　金三七五、六八二、四六四円
一、配当することのできる金額
一般債権　金九一、五〇七、七二四円
平成二十四年四月九日
福岡県北九州市小倉北区大手町一一番三号
大手町アイビースクエア二階大手町法律事務所
破産管財人　中野　昌治

商号変更のお知らせ

当社は平成二十四年四月一日をもって、商号を「株式会社フィデア情報システムズ」に変更いたしました。

平成二十四年四月九日

秋田県秋田市山王三丁目四番二三号
株式会社北都情報システムズ
代表取締役　菅原　晟